

電波監理に係る点検等事業に関する政策評価

根拠法令	<p>① 特定無線設備の技術基準適合証明等 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 38 条の 2 の 2 第 1 項</p> <p>② 無線設備等の検査等 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 24 条の 2 第 1 項</p> <p>③ 測定器等の較正 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 102 条の 18 第 1 項</p> <p>④ 特定機器の国外適合性評価 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）第 3 条第 1 項</p>	評価実施 時期	令和 2 年 12 月												
事務・事業 の目的	<p>無線通信の混信や妨害を防ぎ、有限希少な資源である電波の効率的且つ安全な利用を確保しつつ、無線設備の使用者の利便性確保並びに製造・販売事業者及び無線局免許人の負担軽減を目的として、電波法等に基づき登録等を受けた者が、無線設備の技術基準適合性の審査、無線局の点検・検査又は測定器の較正等を行うもの。</p>														
事務・事業 の必要性等	<p>電波法において無線局の開設は原則として免許制としており、当該無線局で使用する無線設備が技術基準に適合していることを免許申請の手続きの際に検査を行うこととしている。</p> <p>○特定無線設備の技術基準適合証明等 携帯電話等の小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの（特定無線設備）については、使用者の利便性及び電波の安全性を確保しつつ、製造・販売事業者及び免許人の負担軽減を行う観点から、総務大臣の登録を受けた者より電波法に基づく技術基準適合証明等を受けて総務省令で定める表示（技適マーク）が付されている場合には、無線局開設における免許を不要とする、又は免許手続を簡略化する特例措置が受けられることとしており、利便性の高い制度となっている。電波法に基づく技術基準適合証明等は、Wi-Fi や Bluetooth といった無線 LAN 機器や携帯電話端末等、幅広い機器を対象としていることから、行政負担を軽減し本制度を円滑に実施するためにも、国が指定等法人に行わせることが必要である。</p> <p style="text-align: center;">特定無線設備の技術基準適合証明等の件数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">年度</td> <td style="padding: 5px;">平成 27 年度</td> <td style="padding: 5px;">平成 28 年度</td> <td style="padding: 5px;">平成 29 年度</td> <td style="padding: 5px;">平成 30 年度</td> <td style="padding: 5px;">令和元年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">件数</td> <td style="padding: 5px;">約 3 万件</td> <td style="padding: 5px;">約 3 万件</td> <td style="padding: 5px;">約 3 万件</td> <td style="padding: 5px;">約 3 万件</td> <td style="padding: 5px;">約 3 万件</td> </tr> </table>			年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	件数	約 3 万件	約 3 万件	約 3 万件	約 3 万件	約 3 万件
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度										
件数	約 3 万件	約 3 万件	約 3 万件	約 3 万件	約 3 万件										

○無線設備等の検査等

免許局の無線設備は、無線通信の妨害等を防止し安心・安全な電波環境を確保する観点から、定期的な検査が必要となっているが、総務大臣の登録を受けた者が無線設備等の点検を行い、免許人から当該点検の結果を記載した書類の提出があったときは、免許人の負担軽減の観点から、無線局の無線設備等の新設検査、変更検査及び定期検査において検査の一部を省略することができることとしており、利便性の高い制度となっている。無線設備の検査について、行政負担を軽減し本制度を円滑に実施するためにも、国が指定等法人に行わせることが必要である。

無線設備等の検査等の件数

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業者による 検査等件数	約 10 万件	約 11 万件	約 12 万件	約 11 万件	約 12 万件

○測定器等の較正

技術基準適合証明等の業務及び登録検査等事業者における無線設備点検等の業務において、使用する測定器等が電波法で定める較正等を受けたものでなければ適正な評価が行われず、技術基準に適合していることが確認できないため、測定器等の定期的な較正を義務付けている。較正は情報通信研究機構又は総務大臣が指定する指定較正機関に行わせることができることとしている。

登録検査等事業者制度導入（平成 9 年電波法改正）以前は、測定機器の較正は国（現 NICT）が行うことが原則であったが、登録検査等事業者制度の導入に際し、多数の者が登録検査等事業者に登録することが見込まれたため、較正のための要件を満たす者を指定較正機関として指定し、国の業務を補完することとしたもの。

測定器等の較正

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業者数	3	3	3	4	4
較正件数	約 4,000 件	約 4,000 件	約 4,000 件	約 4,000 件	約 4,000 件

○電気通信機器の適合性評価に係る相互承認協定に基づく適合性評価

電気通信機器の国際的な流通を促進するため、我が国は、米国、欧州及びシンガポールとは電気通信機器の適合性評価に係る相互承認協定を締結し、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律により、相手国の技術基

準に基づく適合性評価を自国で実施することを可能としている。事業者が海外で電気通信機器を流通させる場合、本来であれば当該国において適合性評価を受ける必要があるが、本制度により、当該協定締結相手国の適合性評価を自国内で受けることが可能となっており、利便性の高い制度となっている。本制度の運用に伴い、当該協定の締結相手国の法律に基づく適合性評価を指定等法人に行わせる必要がある。

電気通信機器の適合性評価に係る相互承認協定に基づく適合性評価の件数

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数 (日本)	約 200 件	約 300 件	約 600 件	約 300 件	約 300 件
件数 (外国※)	約 3000 件	約 4000 件	約 4000 件	約 5000 件	約 6000 件

※ 外国の機関による適合性評価の件数は参考。

以上により、総務省では、電波法に基づく登録等を受けて特定無線設備の技術基準適合証明等、無線設備等の検査等及び測定器等の較正を行う国内の者及び電気通信機器の適合性評価に係る相互承認協定に基づく登録等を受けて無線設備等の適合性評価を行う国内の者を指定等法人とし、指定等法人がそれぞれの事業を実施することとしている。

評価の結果

これまで、特定無線設備の技術基準適合証明等、無線設備等の検査等、測定器等の較正及び特定機器の国外適合性評価の事業が行われた件数は安定的に推移しており、事業者や免許人によりこれらの制度が十分に利用されていることから、本事業は有効に機能している。

また、本事業は、民間の能力を活用することにより事務を簡素化し、複数の事業者を指定等法人とすることにより競争原理を導入し料金の低減を図るなど、効率性を確保している。

今後も学識経験者の意見等を踏まえ、必要に応じて本事業に係る制度の見直しを実施していくこととする。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>本事業に係る制度の改正に当たっては、学識経験者で構成される電波監理審議会等に諮問し、その答申に基づき法令の改正を行うこととしている。</p>	
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p><input type="checkbox"/> 電波監理審議会</p>	
	<p>技術基準適合証明制度</p>	<p>-</p>
	<p>登録検査等事業者制度</p>	<p>-</p>
	<p>指定較正機関</p>	<p>○指定較正機関の指定（平成30年7月20日諮問第24号） https://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/singi/02kiban01_04000117.html ○指定較正機関の指定について（平成30年5月9日諮問第17号） https://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/singi/02kiban01_04000114.html ○指定較正機関の指定について（平成26年7月9日諮問第24号） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/02kiban01_03000062.html</p>
	<p>電気通信機器の適合性評価に係る相互承認協定に基づく適合性評価</p>	<p>-</p>
	<p><input type="checkbox"/> 総務省電波利用ホームページ</p>	
	<p>技術基準適合証明制度</p>	<p>https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/index.htm</p>
	<p>登録検査等事業者制度</p>	<p>https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/proc/check/index.htm</p>
	<p>指定較正機関</p>	<p>https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/kikan/</p>
	<p>電気通信機器の適合性評価に係る相互承認協定に基づく適合性評価</p>	<p>https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/mra/mra/index.htm</p>

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18

年8月15日閣議決定)に基づく評価